

低未利用土地等確認書の交付のための提出書類及びチェックリスト一覧表

番号	チェック項目	チェック欄	提出書類	確認事項
1	土地売買の内容について確認するもの	<input type="checkbox"/>	別記様式①-1	・都市計画区域内であること
2	特例措置の対象になる取引内容について確認するもの	<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し	・土地の譲渡日(売買日)がR.2.7.1～R4.12.31であること ・譲渡価格(売買価格)が500万円以下であること
3	低未利用土地等であることを確認するもの(いずれか一つ確認できることが条件)	<input type="checkbox"/>	①空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類	・市が運営する空き家バンクに登録があること
		<input type="checkbox"/>	②宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告	・広告を出している者が、宅地建物取引業の資格を有していること
		<input type="checkbox"/>	③電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類	・電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること
		<input type="checkbox"/>	④別記様式①-2	・宅地建物取引業者が間違いなく記載したものであること ・譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合、譲渡後に建物等を建て、より高度な利用意向があれば、低未利用土地に該当するものとする
		<input type="checkbox"/>	※農業委員会による確認	・農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること(現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められることまたは農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)
4	譲渡後の利用について確認するもの(いずれかの様式で確認すること)	<input type="checkbox"/>	別記様式②-1	・必要事項がすべて記入されていること、特に買主による署名がなされていること ・譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合は、譲渡後に建物等が立つこと
		<input type="checkbox"/>	別記様式②-2	・必要事項がすべて記入されていること、買主による署名がなされていること ・譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合は、譲渡後に建物等が立つこと
		<input type="checkbox"/>	※別記様式③	・必要事項がすべて記入されていること、買主による署名がなされていること ・譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合は、譲渡後に建物等が立つこと
5	土地等の所有期間について確認するもの	<input type="checkbox"/>	申請のあった土地等に係る登記事項証明書	・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えていること